

私設取引システム取引説明書 新旧対照表(2020年6月1日)

(下線部分変更箇所)

新(改定後)	旧(改定前)
<p>P1</p> <p>2. 取引の方法</p> <p>当社は、お客様から PTS 取引として受け付けた注文、並びに、当社が指定する SOR 対象銘柄について、当社の最良執行方針に基づき PTS に発注される注文をジャパンネクスト社に取次ぎます(以下、「取次ぎ業務」という。)。ジャパンネクスト社では、原則として、PTS 取引を行なうにあたり当社又は他の取引参加証券会社から受付けた注文どうしが対当した時に約定を成立させます。なお、<u>当社では、上述の取次ぎ業務とは別に、当該取次ぎ業務を行う部署から独立したトレーディング部門が、自己ポジションによる取引(自己売買)を行います。この場合、お客様の注文と当社自己売買が PTS において対当する場合があります。</u></p> <p style="text-align: right;">(2020年6月1日)</p>	<p>2. 取引の方法</p> <p>当社は、お客様から PTS 取引として受け付けた注文、並びに、当社が指定する SOR 対象銘柄について、当社の最良執行方針に基づき PTS に発注される注文をジャパンネクスト社に取次ぎます。ジャパンネクスト社では、原則として、PTS 取引を行なうにあたり当社又は他の取引参加証券会社から受付けた注文どうしが対当した時に約定を成立させます。なお、<u>原則として、すべての取引に関して、当社又はジャパンネクスト社が 相対で仕切り売買を行なうことはありません(ただし、システム障害時等投資家保護の観点から必要と認められる場合はこの限りではありません)。</u></p> <p style="text-align: right;">(2020年5月11日)</p>

以上